

改正

平成24年3月27日告示第11号
平成24年6月22日告示第48号
平成26年3月28日告示第17号
平成28年3月25日告示第38号
令和2年3月27日告示第22号
令和3年3月31日告示第65号
令和4年3月28日告示第37号
令和5年3月29日告示第51号

(目的)

第1条 この要綱は、新温泉町に居住する若者及び町外から転入する者の住宅取得又は改修に必要な費用の一部を助成することにより、町民及びU・J・Iターン者の住生活の安定を図り、もって人口増加による町の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 自己の居住の用に供するため、自己又は他人に建築を請け負わせて町内に新しく住宅を建てることをいう。
- (2) 購入 自己の居住の用に供するため、売買契約によって町内に住宅を取得することをいう。
- (3) 改修 自己の居住の用に供するため、工事請負契約によって町内にある住宅の改修を行うことをいう。
- (4) 居住 当該住宅の所在地において、住民基本台帳に記載され、かつ、現に生活の本拠とすることをいう。
- (5) 転入 他の市区町村から新温泉町に住所を移し、生活の本拠とすることをいう。
- (6) 転入者 第3条第2号又は第3号に該当する者をいう。

(助成対象者)

第3条 この助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に、10年以上町内に定住の意思を持って別表第1及び別表第2に掲げる住宅を新築し、改修し、又は購入した者で本助成金申請日の前日において、次のいずれかの要件を満たすものとする。ただし、助成対象者及びその世帯に、町税の滞納がある者を除く。

- (1) 町内に居住している満45歳未満の者
- (2) 転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた者であり、かつ、転入後3年未満又は工事の完成若しくは購入する日までに転入する者
- (3) 新温泉町地域おこし協力隊設置要綱（平成26年新温泉町告示第55号）に基づき任用された地域おこし協力隊の隊員で任期中の者及び任期満了後3年未満のもの

(助成対象事業)

第4条 この要綱により町が助成するものは、助成対象者が新温泉町内に住宅を新築し、購入し、又は改修する（新温泉町内に本店若しくは営業所等を有する業者又は住宅を有する者と

請負又は売買契約を締結して行うもので、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了する事業に限る。) もので、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(助成金の額)

第5条 1軒当たりの助成金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 住宅の新築又は購入の場合 50万円(転入者は70万円)
- (2) 住宅改修の場合 工事費用の10分の1に相当する金額と50万円(転入者は70万円)とのいずれか少ない額

2 助成金の交付は、予算の範囲内において同一住宅及び同一人に対し1回を限度とする。

(助成金の申請)

第6条 第4条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、工事の完成又は購入する日までに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 新温泉町定住促進住宅取得助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 新温泉町定住促進住宅取得助成金計画書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 工事又は住宅購入に係る見積書の写し
- (5) 経費内訳書
- (6) 位置図、平面図、立面図
- (7) 改修内容がわかる図面(改修の場合に限る。)
- (8) 改修前の写真(改修の場合に限る。)
- (9) 転入前の住所地の住民票除票又は戸籍附票の写し(地域おこし協力隊の隊員及び隊員であった者を除く転入者の場合に限る。1年以上、連続して町外に住所を有していたことが確認できるもの。転入前の場合は、住民票の写し)

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書類を審査し、助成金の交付を決定したときは新温泉町定住促進住宅取得助成金交付決定書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、工事の完成又は購入後、速やかに新温泉町定住促進住宅取得助成金請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 新温泉町定住促進住宅取得助成金実績報告書(様式第6号)
- (2) 工事請負契約書又は住宅購入契約書の写し
- (3) 補助事業の成果が確認できる写真
- (4) 工事請負(売買)代金領収書の写し

(申請事項の変更及び承認)

第9条 補助決定者は、その申請について工事内容の変更又は当該工事の中止が生じた場合は、新温泉町定住促進住宅取得助成金変更交付申請書(様式第7号)に変更内容の分かる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請内容を審査した結果、補助金額の変更を決定したときは、新温泉町定住促進住宅取得助成金変更交付決定通知書(様式第8号)により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第10条 町長は、助成対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、やむを得ないものと認める場合を除き、その者に対し、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付された助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 本助成事業により新築し、購入し、又は改修した住宅を助成金交付の決定を受けた日から10年以内に取り壊し、若しくは売却したとき。
- (2) 助成対象者又は同居人全員が本助成金の交付を受けた日から10年以内に転居又は転出したとき。
- (3) 工事の完成又は購入する日までに、住民票を対象住宅に移さないとき。
- (4) 虚偽の申請又は不正な手段によって助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日告示第11号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に、請負又は売買契約を締結した住宅の新築、購入又は改修に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月22日告示第48号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日告示第17号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第38号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に、請負又は売買契約を締結した住宅の新築、購入又は改修に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月27日告示第22号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に、請負又は売買契約を締結した住宅の新築、購入又は改修に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日告示第65号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日告示第37号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日告示第51号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

補助の対象になるもの		補助の対象にならないもの
1 新築及び購入	住居部分の床面積が総床面積の2分の1以上で、かつ、工事請負（売買）金額が500万円を超えるもの。ただし、右欄のいずれにも該当しないものであること。	1 賃貸住宅等の営業を目的とした住宅 2 個人以外の法人等が取得及び使用する住宅 3 公共工事に伴う移転により取得し、又は改修する住宅 4 電気製品、家具、その他備品の購入及び取付け 5 太陽光発電設備に関する工事 6 工事の対象箇所について、他の助成制度による助成を町から受けているもの。
2 改修	改修後の住宅について、住居部分の床面積が総床面積の2分の1以上で、かつ、工事請負金額が50万円を超えるもの。ただし、右欄のいずれにも該当しないものであること。	
共通要件 平成23年4月1日以後の請負又は売買契約により施工又は取得されるもの		

別表第2（第3条、第4条関係）

補助対象となる改修	工事例
建物工事	屋根瓦の取替え、外壁の補修、間取りの変更、床・内壁・天井の内装替え、雨戸・サッシ・ふすま・畳の取替え、手すりの取付け、バルコニー設置、耐震改修
電気設備工事	オール電化工事
給排水設備工事	トイレ・風呂・キッチン等の改修工事、水洗化工事
その他	その他町長が必要と認めた工事